

(別紙4)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」

(平成16年2月26日付け15消安第6360号消費・安全局長通知)

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別記様式第4号</p> <p>農林水産省指令 番号</p> <p>市 区 町 番地 会社 代表取締役</p> <p>年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における飼料用動物性油脂の製造工程について、年 月日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の4の(1)のウの規定 <u>により、申請のとおり確認する。</u> <u>に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売を停止し、確認書を返納されたい。</u></p> <p>記</p> <p>1 事業場の名称 2 事業場の所在地</p> <p>年 月 日</p> <p>農林水産大臣 印</p>	<p>別記様式第4号</p> <p>農林水産省指令 番号</p> <p>市 区 町 番地 会社 代表取締役</p> <p>年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における飼料用動物性油脂の製造工程について、年 月日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の(1)のウの規定により、<u>申請のとおり確認する。</u></p> <p>記</p> <p>1 事業場の名称 2 事業場の所在地</p> <p>年 月 日</p> <p>農林水産大臣 印</p>